

2 多子字第193号
令和2年4月30日

市内 認可保育園
小規模保育事業所
家庭的保育事業所
事業所内保育事業所
認定こども園
認証保育所
一時・定期利用保育
病児・病後児保育 ご利用の皆様

多摩市長 阿部 裕行
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に伴う市内認可保育園等の登園自粛要請期間延長に伴う保育所の規模縮小について（保育園等ご利用の方へ）

日頃より、本市の子育て支援施策にご理解・ご協力を賜り、感謝申し上げます。

市内の各保育園等をご利用の皆様におかれましては、現在、市から登園自粛のお願いする中で、自宅保育をされている方も仕事等で預けなければならない方も、それぞれの家庭状況に応じてご協力いただいております、重ねてお礼申し上げます。

多摩市内の認可保育園では、市より登園自粛のお願いを行う前の3月30日（月）時点で在籍児童の約80%の登園がありましたが、この度の登園の自粛のお願いに皆さまの多大なるご理解とご協力により4月27日（月）時点で在籍児童の21%の登園状況となっております、保育等の提供規模の縮小を行うことができます（認証保育所は13%）。

しかしながら、まだまだ新型コロナウイルス感染症の拡大が十分に防いでいる状況とは言えず、今後も感染拡大防止策を継続する必要があります。そこで、登園する子ども及び出勤する職員を含めた保育園の事業規模の縮小を継続するため、5月7日以降についても、下記の通り対応いたしますので、引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けたご協力をお願いいたします。

記

1 5月7日以降の登園自粛期間の延長について

現在、保護者の皆様に要請している令和2年5月6日（水）までの登園自粛期間を、5月31日（日）まで延長いたします。

2 保育園等の規模縮小を継続するためのお願い

- (1) 引き続き、仕事を休んで家にいることが可能な保護者の方は、登園を控えていただくようお願いいたします。
- (2) 原則、医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事している等、仕事を休むことが困難な方以外は、登園を控えていただきますようお願いいたします。

例：医療や公安（警察、消防等）、保育（学童保育を含む）、金融、食料品・医薬品販売、公共交通、運輸、飲食、衛生、物流及び公共インフラ（電気、ガス、水道、建設等）

- (3) 保護者の皆様におかれましても、現時点でも職場との調整を十分に行っていることとは思いますが、保育現場職員の精神的・肉体的負担軽減のため、自粛は困難な方でも、登園時間を短くすること等といったご配慮をいただきますようお願いいたします。
- (4) 現在、各園がそれぞれ工夫を凝らしながら、登園していない皆様とも定期的なコミュニケーションを取るべく努力しております。それでも長く自宅で待機していて息が詰まって気持ちが落ち込むようなことがあれば、心置きなく子育て支援課や通われている各園にご相談ください。ご連絡お待ちしております。

3 保育所等で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の取り扱い

現時点では、新型コロナウイルス感染症が発生していない保育所等を含む市内全域で一斉休園を行う予定はありませんが、市内保育所において、在園児または保育士等に感染者が一人でも発生した場合（検査により陽性と診断された場合）は、保健所の指示に従い当該施設を原則臨時休園とします（施設の消毒等の対応及び職員や子どもの健康観察期間が必要なため）。また、在園児が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、集団保育の観点から当該園児の健康観察のため登園しないようお願いいたします。

4 新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのお願い

現在、登園する方には登園前に体温を計測していただいておりますが、その際、お子さんに発熱（37.5度以上）等が認められる場合には、保育所等の利用をお断りする取り扱いとさせていただきます。しかし、発熱以外にも、お子さんの体調に少しでも不安がある場合には、集団保育の観点から、無理に登園させずに家庭で様子を見る等、ご協力をお願いします。

5 新型コロナウイルス感染が疑われる方または症状が気になる方へ

感染症の予防に関することや、心配な症状が出てきたときの対応など、新型コロナウイルス感染症に関する内容は、以下の窓口にご相談ください。

■多摩市新型コロナウイルス感染症コールセンター

電話：042-400-1612

対応時間：9時から17時まで（土、日、祝を含む）

■東京都新型コロナコールセンター

電話：0570-550571（ナビダイヤル）

対応時間：9時から21時まで（土、日、祝を含む）

6 本登園自粛要請に伴う、保育料等の取り扱いについて

- (1) 認可保育園等をご利用している方は別紙1を参照してください。
- (2) 認証保育所をご利用している方は別紙2を参照してください。
- (3) 定期利用保育等をご利用している方は別紙3を参照してください。

問い合わせ

多摩市子ども青少年部子育て支援課

計画推進・保育担当

電話：042-338-6850

【認可保育園等をご利用する皆様の各種取り扱いについて】

1 利用者負担額（保育料）の取り扱いについて（0～2歳児クラス）

登園自粛要請期間中の保育料は、市の要請により保育園等を欠席した日数に応じて日割り計算を行います。4月1日から5月31日までを対象とします。

※3～5歳児クラスについては利用者負担額が0円のため日割りは行いません。

2 育児休業中で4月入園が決定した方の復職日の延長について

(1) 今回の登園自粛要請期間延長により、6月1日まで延長が可能となっている復職日について、さらに1ヶ月延長した7月1日まで可能とします。

(2) 利用調整結果通知に同封されていた「復職証明書」を、復職日から2週間以内に子育て支援課にご提出ください（郵送可）。

3 就労内定で4月入園が決定した方の就労開始日の延長について

(1) 今回の登園自粛要請期間延長により、5月1日まで延長が可能となっている就労開始日について、さらに1ヶ月延長した6月1日まで可能とします。

(2) 就労開始を延長される方は、市公式ホームページ上に掲出している「【令和2年度特例】就労開始証明書」を、就労開始日から2週間以内に子育て支援課にご提出ください（郵送可）。

4 求職要件で4月入園が決定した方の求職期間の延長について

(1) 今回の登園自粛要請期間延長により、6月30日までとなっていた求職期間を、1ヶ月延長した7月31日までとします。

(2) 求職要件で4月入園した方は、7月15日までに就労証明書を子育て支援課までご提出ください（郵送可）。

※7月16日から7月31日に就労が決定する方は、内定で就労証明書をご提出いただき、就労を開始したら就労開始証明書をあらためてご提出いただきます。

5 保育園等に2ヶ月間登園しなかった場合に退所となる取り扱いの特例について

(1) 通常時の規定である2ヶ月間の登園しなかった場合に関しては、令和2年5月31日までは適用しないこととします。

例：6月1日から起算して2ヶ月間登園しなかった場合に退所の取り扱いとなります。

(2) 2ヶ月登園しなかった場合の提出書類は特にありません。

【認証保育所をご利用する皆様の各種取り扱いについて】

1 保育料について

- (1) 現在市から出ている保護者様への保育料補助及び多子世帯負担軽減補助並びに子育てのための施設等利用給付（無償化による給付 新2・3号認定）は、登園された日数によらず返還は求めません。
- (2) 市の登園自粛要請により保育所等を欠席した日数に応じ保育料を減額する補助を検討しています。対応や支払い方法については決定次第、施設を通じてお知らせいたします。

2 施設等利用給付（新2・3号認定）を受けていて、育児休業中で4月1日から認証保育所等に在籍している方の復職日の延長について

- (1) 今回の登園自粛要請期間延長により、6月1日まで延長が可能となっている復職日について、さらに1ヶ月延長した7月1日まで可能とします。
- (2) 利用調整結果通知に同封されていた「復職証明書」を、復職日から2週間以内に子育て支援課にご提出ください（郵送可）。

3 施設等利用給付（新2・3号認定）を受けていて、就労内定で4月1日から認証保育所等に在籍している方の就労開始日の延長について

- (1) 今回の登園自粛要請期間延長により、5月1日まで延長が可能となっている就労開始日について、さらに1ヶ月延長した6月1日まで可能とします。
- (2) 就労開始を延長される方は、市公式ホームページ上に掲出している「【令和2年度特例】就労開始証明書」を、就労開始日から2週間以内に子育て支援課にご提出ください（郵送可）。

4 施設等利用給付（新2・3号認定）を受けていて、求職要件で4月1日から認証保育所等に在籍している方の就労開始日の延長について

- (1) 今回の登園自粛要請期間延長により、6月30日までとなっていた求職期間を、1ヶ月延長した7月31日までとします。
- (2) 求職要件で4月入園した方は、7月15日までに就労証明書を子育て支援課までご提出ください（郵送可）。

※7月16日から7月31日に就労が決定する方は、内定で就労証明書をご提出いただき、就労を開始したら就労開始証明書をあらためてご提出いただきます。

【定期利用保育等をご利用する皆様の各種取り扱いについて】

1 利用料について

- (1) (新3号認定を受けている場合) 現在市から出ている保護者様への子育てのための施設等利用給付は、登園された日数によらず返還は求めません。
- (2) 市の登園自粛要請により定期利用保育等を欠席した日数に応じ利用料を減額する補助を検討しています。対応や支払い方法については決定次第、施設を通じてお知らせいたします。

2 施設等利用給付(新3号認定)を受けていて、育児休業中で4月1日から定期利用保育等を利用している方の復職日の延長について

- (1) 今回の登園自粛要請期間延長により、6月1日まで延長が可能となっている復職日について、さらに1ヶ月延長した7月1日まで可能とします。
- (2) 利用調整結果通知に同封されていた「復職証明書」を、復職日から2週間以内に子育て支援課にご提出ください(郵送可)。

3 施設等利用給付(新3号認定)を受けていて、就労内定で4月1日から定期利用保育等を利用している方の就労開始日の延長について

- (1) 今回の登園自粛要請期間延長により、5月1日まで延長が可能となっている就労開始日について、さらに1ヶ月延長した6月1日まで可能とします。
- (2) 就労開始を延長される方は、市公式ホームページ上に掲出している「【令和2年度特例】就労開始証明書」を、就労開始日から2週間以内に子育て支援課にご提出ください(郵送可)。

4 施設等利用給付(新3号認定)を受けていて、求職要件で4月1日から定期利用保育等を利用している方の就労開始日の延長について

- (1) 今回の登園自粛要請期間延長により、6月30日までとなっていた求職期間を、1ヶ月延長した7月31日までとします。
- (2) 求職要件で4月入園した方は、7月15日までに就労証明書を子育て支援課までご提出ください(郵送可)。

※7月16日から7月31日に就労が決定する方は、内定で就労証明書をご提出いただき、就労を開始したら就労開始証明書をあらためてご提出いただきます。